

# 飼料作物種子証明規程

# 目 次

第1	目 的	1
第2	用語の定義	1
第3	証明の対象とする飼料作物の種類	4
第4	品種証明資格品種	4
第5	種子階級	4
第6	ほ場検査	4
1	ほ場検査の申請	4
2	検査項目	5
3	検査方法	5
4	判定基準	6
(1)	播種種子	6
(2)	前作	6
(3)	採種年限	7
(4)	隔 離	7
(5)	生育状態	8
(6)	品種純度及び類似作物	8
(7)	雑草	12
5	検査結果の報告	13
第7	証明種子の調製	13
第8	種子証明の申請	13
1	ほ場検査に合格した作物から生産された種子	13
2	他の証明機関が証明した輸入種子	13
第9	種 子 検 査	14
第10	種子の品質検査	15
第11	証票及び封印	15
第12	開封及び再包装	15
第13	証票施行及び証票作成の代行	16
1	証票施行の代行	16
2	証票作成の代行	16
3	代行者の責任	16
第14	検査員の選任	17
第15	飼料作物種類別証明基準	17
第16	種子荷口	17
第17	牧草種子根粒菌コート加工証明	17

第18 料 金 .....	18
付則 .....	18
別表第1 .....	19
別表第2 .....	21
別表第3 .....	24
別記1 .....	25
別記2 様式第1号 .....	26
別記2 様式第2号 .....	28
別記3 様式第1号 .....	29
別記3 様式第2号 .....	30
別記3 様式第3号 .....	31
別記4 .....	32
別記5 様式第1号 .....	37
別記5 様式第2号 .....	38
別記5 様式第3号 .....	40
別記6 様式第1号 .....	41
別記6 様式第2号 .....	42
別記6 様式第3号 .....	43
別記6 様式第4号 .....	44
参 考 .....	45

## 第 1 目 的

この飼料作物種子証明規程（以下「規程」という。）は、飼料作物種子については、その外観によって品種、発芽率等の品質の識別が困難であることから、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 2 条第 6 項に定める種苗業者（以下「種苗業者」という。）の申請に基づき、経済協力開発機構種子品種証明制度（以下「OECD スキーム」という。）や国際種子検査協会（以下「ISTA」という。）の国際種子検査規程に則して、品質及び品種の証明を行うことにより、種子の購入者に対して種子の品質及び品種を明確にして優良種子の生産及び流通を促進することを目的とする。

## 第 2 用語の定義

- 1 この規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

### 品 種

農業目的において重要な形質に係る特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区分することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。

### 証 明

一般社団法人日本草地畜産種子協会（以下「協会」という。）が、ここで定められた基準に合致する種子について、定められた手続きにしたがって、基準に合致することを検査し、その包装に該当する種子の証明書を発行することをいう。

### 品種証明

品種の真正性を証明することをいう。

### 育 成 者

品種の育成を行った者又はその継承人をいう。

### 育種家種子

育成者の責任のもとで維持管理され、育成者によって生産される種子で、原原種子生産の親となる種子をいう。

### 原原種子

育種家種子から直接生産された種子で、この規程に定める原原種子基準を満たすことを証明されたものをいい、原種子又は保証種子生産の親となる。

### 原種子

原原種子から直接生産された種子であって、この規程に定める原種子基準を満たすことを証明されたものをいう。

### **保証種子**

原原種子又は原種子から直接生産された種子であって、この規程に定める保証種子基準を満たすことが証明されたものをいう。

### **証明種子**

この規程に定める基準を満たす原原種子、原種子及び保証種子を総称していう。

### **基準外証明種子**

種子の遺伝的純度以外の要件が証明種子に満たない種子をいう。

### **異 型**

育成者によって記述された品種の特性と一致しない植物又は種子をいう。その品種の特性である変異は含まない。

### **類似作物**

当該品種と種子の形状等が酷似しており区別が困難な作物又は当該品種と容易に交雑する作物をいう。

### **前 作**

証明の対象となる作物を栽培するほ場において、その対象作物の作付直前に作付けされた作物をいう。

### **隔 離**

証明の対象となる作物が種子生産ほ場において、周辺に存在する交雑汚染源からの花粉による意図しない交雑や、意図しない種子の機械的混入からまもるために、汚染又は混入のおそれのある作物から定められた距離を保つことをいう。

### **採種年限**

一度播種した証明対象作物の株からひきつづき採種する年数をいう。

### **純 種 子**

証明の対象となる品種の種子をいう。

### **異種及び異種子**

証明の対象となる種以外を異種といい、異種の種子を異種子という。

### **夾 雑 物**

種子の破片及び空穎等の種子状の構造のもの並びに砂、ネマトーダのこぶ、菌体、植物の茎葉等種子以外の混入物をいう。

### **発 芽 率**

純種子のうち、その種類ごとに定められた試験法によって、正常に発芽した種子を百分比で表したものをいう。

### **PLS**

Pure Live Seed の略、純種子率と発芽率を乗じた値をいう。

## 硬 実

水分を吸収しなかったために発芽検査期間の終わりに硬いまま残っている、休眠の一形態の種子をいう。

## 種子荷口

種子のどの部分をとっても、質、純度、発芽その他において均一であると認められる種子の集団をいう。

## コート加工

種子を根粒菌、肥料、農薬等の混合したもので被覆することをいう。

- 2 とうもろこし及びソルガム種子のハイブリッド品種に対して使用される用語の定義は次のとおりとする。

### ハイブリッド品種

なんらかの形質（形態的、生理的、細胞学的、化学的等）によって明確に区分され、交雑方法が育成者によって明確に特定されている栽培植物群をいう。

#### 単交雑

二つの近交系統間での交雑における第1世代をいう。

#### 複交雑

二つの単交配間での交雑における第1世代をいう。

#### 三系交雑

近交系統と単交雑種間での交雑における第1世代をいう。

### 近交系統

連続した数世代にわたる、選抜を伴う人為的な自家受粉又は同等の操作によって得られる、十分に区別性、均一性及び安定性のある系統をいう。

### 雄性不稔系統

交雑品種の生産に用いられる種子親系統において、雄性不稔因子が細胞質内に存在し、母方から伝達され、稔性回復遺伝子が存在しない場合に作用し、花粉を不稔にする系統をいう。

### ハイブリッド品種の親系統

育種者の責任又は助言のもとに維持管理され、交雑品種の種子生産に向けられる系統をいう。

### 保証種子（交雑品種）

親系統の交雑第1世代に限られ、この規程に定める保証種子基準を満たすことが証明されたものをいう。

### 第3 証明の対象とする飼料作物の種類

証明の対象とする飼料作物の種類は、別表第1のとおりとする。

### 第4 品種証明資格品種

証明を受けることのできる資格品種は、第3に定める証明の対象となる飼料作物の種類に属し、次のいずれかに該当する品種について会長が当協会会員の意見を聴取し、決定するものとする。証明対象とすることを申請する者は、その品種について別記1の事項を記載した申請書を提出しなければならない。会長は、品種証明資格品種のリストを毎年作成し、公表するものとし、流通が将来とも見込まれない品種については、行政等の意見を聞き、会長がリストから削除するものとする。

- 1 国等の公的機関又は国際機関が発行する品種証明書に記載されている品種
- 2 飼料作物種子品種表示運用基準やこれに附属する規程（以下「運用基準等」という。）に基づき品種名が登録された品種
- 3 その他会長が品質及び品種の証明が必要と認める品種

### 第5 種子階級

証明する種子階級は、次のとおりとする。

原 原 種 子  
原 種 子  
保 証 種 子

### 第6 ほ場検査

証明種子を採種する飼料作物は、OECDスキームの規則に則して、定められた種子階級の種子を用い、次のほ場検査に合格したものでなければならない。

#### 1 ほ場検査の申請

ほ場検査の申請者は、別記2様式第1号によるほ場検査申請書を提出しなければならない。この場合、申請者は申請会社（団体）の代表者をさすものとする（以下同じ。）。

申請書の提出期限は、毎年3月末日（北海道にあつては5月15日）ま

でとする。

## 2 検査項目

- (1) 播種種子
- (2) 前作
- (3) 採種年限
- (4) 隔離
- (5) 生育状態
- (6) 品種純度及び類似作物
- (7) 雑草

## 3 検査方法

- (1) 2の(1)から(3)の検査は、播種種子、播種日及び採種ほ場の前作に関する資料を審査することにより行うものとする。なお、必要に応じてほ場の確認を併せて行うものとする。
- (2) 2の(4)から(7)の検査は、品種別、ほ場別に適切な時期に行うものとし、検定の実施回数及び実施時期は下表のとおりとするが、特に2の(4)の検定においては、極力複数回行うこととし、当該採種作物の出穂又は開花前に花粉汚染源がないよう、種苗生産担当者に適切な措置を講ずるよう指示するものとする。

区分	実施回数	実施時期
イネ科牧草類	1回以上	おおむね出穂期
マメ科牧草類	1回以上	開花期
トウモロコシ		
ハイブリッド品種以外	1回以上	品種純度の決定が可能な時期
ハイブリッド品種	原原種子及び原種子 注2に該当の場合：3回以上	開花前及び開花中 注2に該当の場合：開花前、開花始及び開花終
	保証種子	種子の絹糸が受粉可能な時期
ソルガム類		
ハイブリッド品種以外	1回以上	品種純度の決定が可能な時期
ハイブリッド品種	原原種子及び原種子 注2に該当の場合：3回以上	開花前及び開花中 注2に該当の場合：開花前、開花始及び開花終
	保証種子	開花前、開花始及び開花終
麦類	1回以上	出穂後

注1：トウモロコシ及びソルガム類におけるハイブリッド品種の親系統は、ハイブリッド品種の原原種子及び原種子に該当するものとする（以下同じ）。

注2：複交配品種や三系交配品種など他系統の交配（雄性不稔系統を含む）によりハイブリッド品種の親系統を生産する場合は3回以上〔開花前（隔離と異型等の除去の確認）、開花始（異型等の除去と雄性不稔確認）、開花終（開花始と同じ）〕とす

る。なお、ソルガムのハイブリッド品種の保証種子の検査時期毎の検査内容もこれと同じとするものとする。

注3：トウモロコシを連作する場合は、前作種子の発芽・混入が無いことを確認するために、検査回数を1回以上追加するものとする。

注4：トウモロコシのハイブリッド品種（原原種子又は原種子は注2に該当する場合）については、表に記載の他、種子親の花粉飛散個体の検定を3回、受粉可能な絹糸を持つ種子親個体数が5%以上の時期に行うものとする。

#### 4 判定基準

次の（1）から（7）の基準により判定し、1項目でも基準を満たさない場合は、不合格とする。

##### （1）播種種子

採種ほ場に播種する種子は、品種証明資格品種であって、適切な階級の種子を播種しなければならない。申請者は、種子の証明書その他種子の出所の証拠となる文書を申請書に添えて提出しなければならない。

##### （2）前作

品種の純度維持を図るための前作禁止期間は、次表のとおりとする。ただし、以下の場合はこの限りではない。

ア 原原種子生産に引き続き同一品種の原種子栽培を行う場合又は品種及び世代が同一で、かつ、自生植物の除去等に努め、品種純度の維持が図られると認められる場合

イ 施設栽培において自生植物の区分が可能な物理的方法がとられ、品種純度の維持が図られると認められる場合

区 分	原原種子	原種子	保証種子
イネ科牧草類			
同一種類	3年以上	2年以上	2年以上
同一品種	2年以上	1年以上	1年以上
マメ科牧草類			
同一種類	4年以上	3年以上	3年以上
同一品種	2年以上	1年以上	1年以上
トウモロコシ	1年以上	1年以上	1年以上
ソルガム類	1年以上	1年以上	1年以上
麦類	2年以上	2年以上	2年以上

注1：同一種類とは、同一種及び交雑可能な近縁種とする。

注2：当該採種作物の当該環境下における栽培年周期の一巡を一年とする。

### (3) 採種年限

多年生作物の採種年限は、次表のとおりとする。ただし、育成機関等が、自ら育成した品種については、育成経過、育成方法及び採種地域等を考慮して別途年限を定める場合は、この限りではない。

区 分	原原種子	原種子	保証種子
イネ科牧草類			
オーチャードグラス	3年以内	3年以内	3年以内
チモシー	3年以内	4年以内	4年以内
ペレニアルライグラス	3年以内	3年以内	3年以内
ハイブリットライグラス	2年以内	2年以内	2年以内
トールフェスク	3年以内	3年以内	3年以内
メドウフェスク	3年以内	3年以内	3年以内
フェストロリウム	3年以内	3年以内	3年以内
スムーズブロムグラス	3年以内	4年以内	4年以内
バヒアグラス	3年以内	4年以内	4年以内
シバ	4年以内	4年以内	4年以内
マメ科牧草類			
アカクローバ	2年以内	2年以内	2年以内
シロクローバ	2年以内	4年以内	4年以内
アルファルファ	3年以内	5年以内	5年以内
ガレガ	3年以内	5年以内	5年以内

注1：表中にない種は1年とする。

注2：フェストロリウムについては、特に育成経過を考慮する必要があるため、育成機関等に協議するものとする。

### (4) 隔 離

ア 交雑による品種純度の低下を防止するために必要な隔離距離は、次表のとおりとする。ただし、施設栽培においては、交雑防止措置を講ずる場合にあってはこの限りではない。

イ なお、近隣して異なる階級の同一品種を作付けする場合は、アの隔離距離の75パーセント以上を確保するものとする。

ウ ほ場立地等の関連するアに示す隔離距離を確保することが困難な場合は、当該作物の開花前に交雑防止処置を講ずるものとする。

エ アポミクシス品種については、物理的に種子の混入を防ぐ距離を保つものとする。

区 分	原原種子	原種子	保証種子
	m以上	m以上	m以上
他殖性イネ科牧草			
栽培面積が2ha以下の場合	200	200	100
栽培面積が2haを超える場合	100	100	50
他殖性マメ科牧草			
栽培面積が2ha以下の場合	200	200	100
栽培面積が2haを超える場合	100	100	50
自殖性イネ科牧草	18	3	3
トウモロコシ	200	200	200
ソルガム類	400	400	200
他殖性麦類	300	300	250
自殖性麦類	18	3	3

#### (5) 生育状態

採種作物は、種及び品種の純度を正確に判定できるように十分な生育状態でなければならない。なお、寒害、干害、病虫害、倒伏、雑草等により生育が著しく不良な場合は、生産される種子に遺伝的な偏りが生じる恐れがあることから、ほ場の全部又は一部を採種の対象から除くものとする。ただし、育成機関等が本来の品種特性が変異する恐れがないと判断した場合はこの限りではない。

#### (6) 品種純度及び類似作物

当該品種の異型及び類似作物のほ場内の混入についての基準等は次のとおりとする。また、必要に応じて、ほ場検査記録表等を作成することとする。

##### ア 許容基準

- ① 異型の許容基準、判定のための調査区の面積及び判定方法は次表のとおりとする。なお、判定方法の詳細はイの規定に従うものとする。

区 分	原原種子及び原種子		保証種子		判定方法
	許容基準	調査区の面積	許容基準	調査区の面積	
イネ科牧草類	30㎡当たり 1個体以下	30㎡	10㎡当たり 1個体以下	10㎡	方法1
マメ科牧草類	30㎡当たり 1個体以下	30㎡	10㎡当たり 1個体以下	10㎡	方法1
トウモロコシ					
ハイブリッド品種以外	0.5%以下	1,000個体分	1.0%以下	1,000個体分	方法2
ハイブリッド品種	0.1%以下	1,000個体分	0.2%以下	1,000個体分	方法2
ソルガム類					
ハイブリッド品種以外	30㎡当たり 1個体以下	30㎡	10㎡当たり 1個体以下	10㎡	方法1
ハイブリッド品種	0.1%以下	1,000個体分	0.3%以下	1,000個体分	方法2
麦類	0.1%以下	1,000個体分	0.3%以下	1,000個体分	方法3

注1：調査区は1調査区あたりの面積とする。

注2：1,000個体分の面積は、ほ場内で無作為に抽出した1㎡あたりの個体数を計測又は推定し、(1,000/1㎡あたりの個体数)㎡とする。

- ② 類似作物の許容基準、判定のための調査区的面積及び判定方法は次表のとおりとする。なお、判定方法の詳細はイの規定に従うものとする。

区 分	原原種子及び原種子		保証種子		判定方法
	許容基準	調査区の面積	許容基準	調査区の面積	
イネ科牧草類	30㎡当たり 1個体以下	30㎡	10㎡当たり 1個体以下	10㎡	方法1
<i>Lolium</i> 属	50㎡当たり 1個体以下	50㎡	10㎡当たり 1個体以下	10㎡	方法1
マメ科牧草類	30㎡当たり 1個体以下	30㎡	10㎡当たり 1個体以下	10㎡	方法1
ソルガム類					
ハイブリッド品種以外	30㎡当たり 1個体以下	30㎡	10㎡当たり 1個体以下	10㎡	方法1
ハイブリッド品種	30㎡当たり 1個体以下	30㎡	10㎡当たり 1個体以下	10㎡	方法1

注1：調査区は1調査区あたりの面積とする。

注2：*Lolium*属の区分は、*Lolium*属の生産ほ場に限定のものとし、*Lolium*属の他種の混入の許容基準として適用するものとする。

- ③ トウモロコシのハイブリッド品種における種子親（種子親と花粉親が同一となる近交系統等を除く。以下同じ。）の花粉飛散個体数の許容基準は次表のとおりとする。なお、判定方法の詳細はイの規定に従うものとする。

原原種子及び原種子		保証種子		判定方法
許容基準	調査区の面積	許容基準	調査区の面積	
1回の検査時に0.5% 以下 (3回の検査の合計 で1%以下)	1,000 個体分	1回の検査時に1.0% 以下 (3回の検査の合計 で1%以下)	1,000 個体分	方法2

注1：調査区は1調査区あたりの面積とする。

注2：1,000 個体分の面積は、ほ場内で無作為に抽出した1 m<sup>2</sup>あたりの個体数を計測又は推定し、(1,000/1 m<sup>2</sup>あたりの個体数) m<sup>2</sup>とする。

## イ 判定方法

### ① 方法1

次のA方式又はB方式により判定するものとする。

#### (ア) A方式

採種ほ場から11調査区を無作為に抽出し、次表に従い調査区内の混入個体数の合計により判定を行うものとする。なお、検査する採種ほ場面積は10ヘクタール以下とし、10ヘクタールを超えるほ場は、そのほ場を分割し、それぞれを検査するものとする。

11調査区中の個体数の合計	判定
11以下	合格
18以上	不合格
12～17	17調査区を追加し、28調査区中の個体数が、35以下なら合格、36以上なら不合格

注：異型、類似作物及び*Lolium*属の他種について、個別に判定を行うものとする。

#### (イ) B方式

必要な最少調査区数を次表により決定の上、採種ほ場から無作為に抽出する。なお、検査する採種ほ場面積は10ヘクタール以下とし、10ヘクタールを超えるほ場は、そのほ場を分割し、それぞれを検査するものとする。

ほ場面積	最少調査区数
2ha以下	4
4ha以下	8
7ha以下	12
10ha以下	16

次表に従い調査区内の混入個体数の合計により判定を行うもの

とする。個体数の合計が合格と不合格の間で結果が判定できない場合は、判定できるまで調査区を追加（最大36調査区）し判定するものとする。

調査区数	個体数の合計	
	以下ならば合格	以上ならば不合格
4	1	10
8	6	15
12	12	19
16	18	24
20	22	30
24	27	35
28	31	39
32	36	44
36	43	44

注：異型、類似作物及び *Lolium* 属の他種について、個別に判定を行うものとする。

## ② 方法2

次により判定するものとする。

(ア) 必要な最少調査区数を次表により決定の上、採種ほ場から無作為に抽出する。

許容基準	最少調査区数
0.1%以下	4
0.2~0.3%以下	2
0.5~1.0%以下	1

(イ) 判定は調査区内の混入個体数の合計によるものとし、1調査区当たりの個体数（個体数の合計／調査区数）が次表の基準を満たしている場合は合格とする。ただし、基準値を超える場合であっても、その個体数が基準値の3倍以内であれば、さらに2倍の検定面積を追加調査し、1調査区当たりの個体数が次表の基準を満たしている場合は合格とする。

許容基準	1調査区あたりの個体数
0.1%以下	1個体以下
0.2%以下	2個体以下
0.3%以下	3個体以下
0.5%以下	5個体以下
1.0%以下	10個体以下

(ウ) トウモロコシのハイブリッド品種における種子親の花粉飛散個体については、1回の検査の判定は(イ)に準じるものとする。  
 また、3回の検査の合計の判定は、各回の検査における1調査区あたりの個体数(個体数/調査区数)の3回の合計が、許容基準1%以下は10個体以下、許容基準2%以下は20個体以下の場合合格とする。

③ 方法3

次により判定するものとする。

(ア) 必要な最少調査区数を次表により決定の上、採種ほ場から無作為に抽出する。なお、検査する採種ほ場面積は10ヘクタール以下とし、10ヘクタールを超えるほ場は、そのほ場を分割し、それぞれを検査するものとする。

ほ場面積	最少調査区数
2 ha 以下	4
4 ha 以下	8
7 ha 以下	12
10 ha 以下	16

(イ) 判定は方法2(②の(イ))に準じるものとする。

ウ 採種当年における生産ほ場の同伴作物は、認めないものとする。

エ 現有の精選施設での種子分離が可能な作物の生産ほ場の存在にあつては、個体の均一な生育に支障を与えない程度に除去されていなければならないものとする。

(7) 雑草

検査対象とする雑草を次の2種類に区分するものとする。

ア 特定雑草

① 特定雑草は、収穫脱粒後、現有の精選施設での種子の分離が困難で、かつ一般栽培に供用した場合、繁殖力等旺盛で飼料生産に与える影響が大きい雑草で、下表に掲げる雑草とする。

和 名	学 名
スイバ	<i>Rumex acetosa</i> L.
ヒメスイバ	<i>Rumex acetosella</i> L.
ギシギシ	<i>Rumex japonicus</i> Houtt.
エゾノギシギシ	<i>Rumex obtusifolius</i> L.
ヘラオオバコ	<i>Plantago lanceolata</i> L.
シバムギ	<i>Elymus repens</i> L.

- ② ほ場における特定雑草は、その成熟前に抜取り又は刈取り等を行い、精選種子への種子の混入を未然に防止する措置を講ずるものとする。ただし、トウモロコシ及びソルガム類はこの限りではない。

#### イ 一般雑草

- ① 一般雑草は特定雑草以外の雑草とする。
- ② ほ場における一般雑草は、採種作物の均一な生育と検査に支障のない範囲で防除するものとする。

### 5 検査結果の報告

協会は、別記2様式第2号により、ほ場検査の申請者に検査結果を報告する。

## 第7 証明種子の調製

証明種子（未調製種子を含む）の調製（貯蔵及び包装を含む）を行う者は、その全期間を通じて、次のとおり、同一性、均一性の保持について責任をもたなければならない。

- 1 調製、貯蔵又は包装（再梱包を含む。）を行う施設・機械は、種子の同一性、均一性が保持されるよう適切なものでなければならない。
- 2 施設及び機械は、その品種のために使用する前に完全に清掃しなければならない。
- 3 証明種子に関するすべての操作について受け入れ全種子とその最終処理を説明できる十分な記録を残しておかななければならない。調製者は検査員が行うこれらについての調査を拒否してはならない。
- 4 証明種子を袋に貯蔵するときは、新しい袋を使用しなければならない。
- 5 証明種子の貯蔵容器には、草種、品種、生産場所、生産年が明らかとなる荷口番号を付さなければならない。

## 第8 種子証明の申請

- 1 ほ場検査に合格した作物から生産された種子
  - (1) 種子証明を受けようとする者は、別記3様式第1号により会長に申請し、第9の種子検査を受けなければならない。
  - (2) (1)の検査に合格した種子は、別記3様式第3号により飼料作物種子証明書（以下「証明書」という。）が発行されるとともに、第11により証票が発行される。
- 2 他の証明機関が証明した輸入種子

- (1) この規程の基準と同等の手続き及び基準に従って証明を行っている  
と認めた他の証明機関の証明した輸入種子は、この規定の基準（品質基  
準を除く）を満たしているものとして承継して証明することができる。
- (2) 証明の承継は、前の証明機関が発行した証明書、証票及び封印等の  
状況に基づき種類、品種、種子の階級、荷口番号及び数量等を確認のう  
え実施しなければならない。
- (3) 種子証明を受けようとする者は、別記3様式第2号により会長に申  
請し、第9の種子検査を受けなければならない。
- (4) (3)の検査に合格した種子は、別記3様式第3号により証明書が発  
行されるとともに、第11により証票が発行される。

## 第9 種子検査

- 1 第14の検査員は、ISTAの国際種子検査規程に準じて、種子荷口か  
らは以下の方法により代表試料の抽出を行い、種子検査を行う。

- (1) 100kg以下の容器に入った種子荷口における最小限の抽出頻度は次表  
による。

容器の数	一次試料を採取する最小限の回数
1－4	各容器から3つの一次試料
5－8	各容器から2つの一次試料
9－15	各容器から1つの一次試料
16－30	種子荷口から15の一次試料
31－59	種子荷口から20の一次試料
60以上	種子荷口から30の一次試料

- (2) 100kgを超える容器に入った、又は容器に流し入れられている種子荷  
口における最小限の抽出頻度は次表による。

種子荷口の大きさ	一次試料を採取する回数
500 kg以下	最低5つの一次試料
501－3,000 kg	300kg 毎に1つの一次試料、ただし5つ以上
3,001－20,000kg	500kg 毎に1つの一次試料、ただし10以上
20,001kg－	700kg 毎に1つの一次試料、ただし40以上

注：種子荷口の大きさは正味重量とする。

- 2 複数の荷口を統合して新たな荷口とする場合は、統合後の荷口から試料

の抽出を行う。

- 3 種子は、第15の飼料作物種類別証明基準に合格しなければならない。
- 4 遺伝的純度以外の要因（主として夾雑物、発芽）によってのみ基準に達しなかった種子は、基準外証明種子として証明することができる。この場合基準外となった理由を証票に記さなければならない。
- 5 発芽についての判定は、検査時現在のものであり、検査時以降の発芽力の維持に関する責任は種子の保管者にある。種子年度を持ち越す場合及び発芽に変化のおそれが生じた場合は発芽率について再検査を受けなければならない。

## 第10 種子の品質検査

品種が証明されない種子の品質検査については、会長が別途定める「飼料作物種子品質検査規程」に基づき実施する。

### 第11 証票及び封印

- 1 証明書が発行された種子について、調製、品質、その他定められた要件をすべて満たした種子に対して協会は別記4に定める証票を発行し、検査員をして又はその指示により包装ごとに固着させるものとする。
- 2 包装に添付された証票は、内容物の同一性及び純度の証拠となるものであり正しく包装に固着している場合にのみ有効である。また、一つの荷口に割り当てられた証票を他の荷口に付してはならない。

### 第12 開封及び再包装

- 1 証票は封印した内容物と証票表示事項が同一であることを証拠だてるものであり、封印が解かれた時、証票はその効力を失する。
- 2 包装を開封し再包装（再封印）しようとする場合は、会長に申請し新しい証票の発行を受けなければならない。
- 3 開封・再包装をする場合は、次の事項を記録しておかなければならない。
  - (1) 開封前の荷姿、荷口の番号及び数量、単位容器当たりの種子重量その他根拠となる事項
  - (2) 再包装後の荷姿、数量、単位容器当たりの種子重量、新しくつくられた荷口の番号及び数量

## 第 1 3 証票施行及び証票作成の代行

### 1 証票施行の代行

- (1) 輸入原袋又は30kg以下の包装袋にあっては、会長が許可した場合は許可を得た者が証票の添付と封印を代行することができる。証明種子の開封を行い、袋に種子を再梱包し、証票の施行を代行しようとする者は、予め「証票施行代行に関する誓約及び許可申請書」(別記5様式第1号)を会長に提出するものとする。
- (2) 会長は、前項の申請があった場合は審査し、適当と認めた場合は種子包装の再梱包及び証票施行の代行を許可するものとする。
- (3) 許可を受けた者は第11及び第12に定めるところにより種子包装の再包装及び証票施行の業務を代行するものとする。

### 2 証票作成の代行

- (1) 特別の事由により証票を包装に直接印刷することを希望する者が、証票作成の代行を申請し、会長が許可した場合は、許可を受けた者が証票の作成を代行することができる。包装資材に証票の印刷をしようとする者は、予め「証票作成代行についての誓約及び許可申請書」(別記5様式第2号)を会長に提出するものとする。
- (2) 会長は、前項の申請があった場合は審査し、適当と認めた場合は証票作成の施行の代行を許可するものとする。
- (3) 前条の許可を受け、証票を包装資材に印刷した者又は別途貼付用証票を作成した者は、証票の作成、利用及び在庫の状況を記録し、協会に報告するものとする。
- (4) 証票の作成は協会が指示する「発芽検査年月・発芽率・番号等」の証票記載内容を代行記載するものとする。

### 3 代行者の責任

- (1) 申請者は証票及び包装資材に印刷した証票の管理者及び施行責任者を別記5様式第3号により協会に登録するものとする。
- (2) 申請者並びに証票の管理者及び施行責任者は開封から再包装までの全課程において責任をもって、品種証明種子の品種的純度及び種子の同一性を厳格に保持し、次の各項にしたがって包装、封印及び証票の施行を行わなければならない。
  - ア 一の荷口に割当てられた証票を他の荷口に貼付けしてはならない。
  - イ 種苗法第21条の2第5項に基づく輸出の制限及び栽培地域の制限がある旨の表示、同第55条第1項に基づく登録品種である旨の表

- 示その他の法定表示事項は、包装に適正に記載するものとする。
- ウ 施設及び機械は、その品種のために使用する前に完全に清掃しなければならない。
- エ 原袋の開封から袋に種子を包装し、証票の施行を代行するすべての操作について、種子及び証票に関して、受入れから証票施行に至る処理を説明できる十分な記録を残しておかなければならない。なお、各荷口を袋に再包装する調製が終了したときは、荷口毎に種子及び証票に関して状況を報告するものとする。
- オ 証明の対象となる種子を袋に貯蔵するときは、新しい袋を使用しなければならない。

#### 第 1 4 検査員の選任

会長は、ほ場検査又は種子検査の経験を有する職員を検査員に選任し、第 6～第 1 3 の業務が適切に行われるよう検査・監督を行わせることができる。検査員は、会長が別に定める。

#### 第 1 5 飼料作物種類別証明基準

証明種子の飼料作物種類別証明基準は、別表第 2 のとおりとする。

#### 第 1 6 種子荷口

証明種子の荷口の最大限重量は、別表第 3 のとおりとする。

#### 第 1 7 牧草種子根粒菌コート加工証明

牧草種子に根粒菌をコート加工する場合、当該原袋種子と根粒菌コート加工種子とが同一のものであるか否か、また、コート加工が行われているかを次のとおり確認検査するものとする。

##### 1 申請書の提出

検査を受けようとする者は「牧草種子根粒菌コート加工確認申請書」（別記 6 様式第 1 号）を会長に提出しなければならない。

##### 2 協会によるコート加工の確認は次により行う。

- (1) 根粒菌をコート加工しようとする未解装原袋種子につき申請書の記事事項と相違がないかを照合する。

(2) 根粒菌コート加工行程に立会して処理が適正に行われたかを確認する。

(3) 根粒菌コート加工処理終了種子を包装資材に封入の際、その縫合口に封印（別記6様式第2号）を行う。

ただし、(2) 及び (3) については、別記6様式第3号の誓約書を徴し、その施行を代行させることができるものとする。代行の許可を受けた者は、協会が求める報告書の提出に応ずるものとする。

根粒菌コート加工種子荷口ごとの試料について発芽試験を行うとともに、根粒菌の着生状態を確認する。

### 3 確認証明

根粒菌コート加工種子であること及び原袋種子と同一のものであることの証明方法は、2の(3)に規定する封印によるものとし、加工荷口ごとに「牧草種子根粒菌コート加工証明書」（別記6様式第4号）を発行するものとする。

### 4 包装袋種子に対する証票の発行

3で牧草種子根粒菌コート加工証明書が発行された種子の流通用包装袋に対し、証票を発行する。ただし、この証票の扱いは第13を準用する。

## 第18 料 金

料金は、別に会長が定める。

料金は、検査申請に当たり申請者が納入する。

申請者が検査の申請後、検査前に申請を取り下げた場合は、料金の一部又は全部を払い戻すことができる。

## 付則

1 この規程に定めない事項で必要があるときは、会長がこれを定める。

2 この規程は令和5年5月30日より実施する。

### 3 経過措置

改正前の様式により使用されている証票は、令和6年3月31日まで使用することができる。

別表第 1

証明の対象とする飼料作物の種類

区分	種類	学名
1	アカクローバ	<i>Trifolium pratense</i> L.
2	アウエナ ストリゴサ	<i>Avena strigosa</i> Schreb.
3	アルサイククローバ	<i>Trifolium hybridum</i> L.
4	アルファルファ	<i>Medicago sativa</i> L.
5	アワ	<i>Setaria italica</i> (L.) P. Beauv.
6	イタリアンライグラス	<i>Lolium multiflorum</i> Lam.
7	エンバク	<i>Avena sativa</i> L.
8	オーチャードグラス	<i>Dactylis glomerata</i> L.
9	オオムギ	<i>Hordeum vulgare</i> L.
10	カブ	<i>Brassica rapa</i> L. var. <i>rapa</i>
11	カラードギニアグラス	<i>Panicum coloratum</i> L.
12	ガレガ	<i>Galega orientalis</i> Lam.
13	キビ	<i>Panicum miliaceum</i> L.
14	ギニアグラス	<i>Panicum maximum</i> Jacq.
15	クリムソンクローバ	<i>Trifolium incarnatum</i> L.
16	ケンタッキーブルーグラス	<i>Poa pratensis</i> L.
17	コモンベッチ	<i>Vicia sativa</i> L.
18	シコクビエ	<i>Eleusine coracana</i> (Linn.) Gaertn.
19	シバ	<i>Zoysia Willd.</i> 又は <i>Zoysia japonica</i> (Steud.) (ノシバ)
20	シロクローバ	<i>Trifolium repens</i> L.
21	スーダングラス	<i>Sorghum bicolor</i> ssp. <i>Drummondii</i> (Nees ex Steud.) de Wet & Harlan
22	スムーズブロムグラス	<i>Bromus inermis</i> Leyss.
23	セタリア	<i>Setaria sphacelata</i> (Schumach.) Stapf & C. E. Hubb
24	センチピードグラス	<i>Eremochloa ophiuroides</i> (Munro) Hack.
25	ソバ	<i>Fagopyrum esculentum</i> Moench

区分	種 類	学 名
26	ソルガム	<i>Sorghum bicolor</i> (L.) Moench.
27	チモシー	<i>Phleum pratense</i> L.
28	テオシント	<i>Zea Mexicana</i>
29	テフグラス	<i>Eragrostis tef</i>
30	トウモロコシ	<i>Zea mays</i> L.
31	トールオートグラス	<i>Arrhenatherum elatius</i>
32	トールフェスク	<i>Festuca arundinacea</i> Schreb.
33	バーズフットトレフオイル	<i>Lotus corniculatus</i>
34	ハーディンググラス	<i>Phalaris aquatic</i> L.
35	パールミレット	<i>Cenchrus americanus</i> (L.) Morrone
36	ハイブリッドライグラス	<i>Lolium xhybridum</i> Hausskn.
37	バヒアグラス	<i>Paspalum notatum</i> Flugge
38	バーミューダグラス	<i>Cynodon dactylon</i> (L.) P. Beauv.
39	ヒエ	<i>Echinochloa esculenta</i> (A. Braun) H. Scholz
40	フェストロリウム	x <i>Festulolium</i> spp.
41	ヘアリーベッチ	<i>Vicia villosa</i> Roth
42	ペレニアルライグラス	<i>Lolium perenne</i> L.
43	ベントグラス	クリーピング : <i>Agrostis stolonifera</i> L. コロニアル : <i>Agrostis capillaris</i> L. ベルベット : <i>Agrostis canina</i> L.
44	メドウフェスク	<i>Festuca pratensis</i> Huds.
45	ライコムギ	x <i>Triticosecale</i> Wittmack
46	ライムギ	<i>Secale cereale</i> L.
47	リードカナリーグラス	<i>Phalaris canariensis</i>
48	レンゲ	<i>Astragalus sinicus</i> L.
49	ローズグラス	<i>Chloris gayana</i> Kunth

別表第2

## 種子品質基準

階級 項目 種類	原 原 種 子				原 種 子				保 証 種 子				備 考
	純種子 率	夾雑物 率	異種子 率	発芽 率	純種子 率	夾雑物 率	異種子 率	発芽 率	純種子 率	夾雑物 率	異種子 率	発芽率	
アカローハ <sup>1</sup>	99.0	1.0	0.35	85.0	99.0	1.0	0.65	85.0	99.0	1.0	1.50	85.0	4倍体の品種の発芽率は80%とする。  オレゴン州の蛍光反応率に基づく異種子率の算定値は2%を上限とする。  トヨドリの発芽率は75%とする。  異種子率中の雑草種子は、種子 450g 中、原原種子で1粒、原種子及び保証 種子で5粒までとする。
アウエナ ストリコ <sup>2</sup> サ									98.0	2.0	1.00	85.0	
アルサイクローハ <sup>3</sup>	99.0	1.0	0.30	85.0	99.0	1.0	0.75	85.0	99.0	1.0	1.50	85.0	
アルファルファ	99.0	1.0	0.30	80.0	99.0	1.0	0.55	80.0	99.0	1.0	1.50	80.0	
シロクローハ <sup>4</sup>	99.0	1.0	0.30	85.0	99.0	1.0	0.75	85.0	99.0	1.0	1.50	85.0	
アワ									98.0	2.0	0.80	80.0	
イタリアンライグラス	99.0	1.0	0.25	90.0	99.0	1.0	0.40	90.0	98.0	2.0	0.80	90.0	
エンバク	98.0	2.0	0.20	85.0	98.0	2.0	0.30	85.0	98.0	2.0	0.50	85.0	
オーチャート <sup>5</sup> グラス	85.0	15.0	0.50	80.0	85.0	15.0	1.30	80.0	85.0	15.0	2.50	80.0	
オオムギ <sup>6</sup>	96.0	2.0	0.06	85.0	96.0	4.0	0.10	85.0	96.0	4.0	0.25	85.0	
カブ <sup>7</sup>	99.0	1.0	0.05	85.0	-	-	-	-	99.0	1.0	0.25	85.0	
カラート <sup>8</sup> キニアグラス									-	-	2.00	PLS30.0	
ガレガ <sup>9</sup>			-				-		99.0	1.0	1.50	75.0	
キビ <sup>10</sup>									98.0	2.0	0.80	80.0	

階級 項目 種類	原 原 種 子				原 種 子				保 証 種 子				備 考
	純種子 率	夾雑物 率	異種子 率	発芽 率	純種子 率	夾雑物 率	異種子 率	発芽 率	純種子 率	夾雑物 率	異種子 率	発芽率	
ギニアグラス									—	—	2.50	PLS35.0	
クリムソクローバ									98.0	2.0	0.90	80.0	
ケンタッキーブルーグラス	90.0	10.0	0.50	75.0	90.0	10.0	1.30	75.0	85.0	15.0	2.50	75.0	
コモンベッチ									98.0	2.0	1.25	75.0	
シコクビエ	98.0	2.0	0.20	80.0	98.0	2.0	0.20	80.0	98.0	2.0	0.30	80.0	
シバ	95.0	5.0	0.20	60.0	95.0	5.0	0.20	60.0	98.0	2.0	2.50	70.0	
シロクローバ	99.0	1.0	0.30	85.0	99.0	1.0	0.75	85.0	99.0	1.0	1.50	85.0	
スターングラス	98.0	2.0	0.11	80.0	98.0	2.0	0.13	80.0	98.0	2.0	0.18	80.0	
スムーズフロムグラス	85.0	15.0	0.50	80.0	85.0	15.0	1.30	80.0	85.0	15.0	3.00	80.0	
セタリア									98.0	2.0	0.30	90.0	
センチピートグラス									98.0	2.0	2.50	70.0	
ソバ									98.0	2.0	0.80	70.0	
ソルガム	98.0	2.0	0.11	80.0	98.0	2.0	0.13	80.0	98.0	2.0	0.18	80.0	
チモシー	97.0	3.0	0.50	80.0	97.0	3.0	1.30	80.0	97.0	3.0	2.50	80.0	
テオシント	98.0	2.0	0.30	80.0	98.0	2.0	0.30	80.0	98.0	2.0	0.30	80.0	
テフグラス									98.0	2.0	0.80	70.0	
トウモロコシ	98.0	2.0	0.00	90.0	—	—	—	—	98.0	2.0	0.50	90.0	放任受粉品種
トウモロコシ	—	—	—	—	—	—	—	—	98.0	2.0	0.50	90.0	ハイブリット
トールオートグラス	85.0	15.0	0.50	70.0	85.0	15.0	1.30	70.0	85.0	15.0	2.50	70.0	
トールフェスク	95.0	5.0	0.50	80.0	95.0	5.0	1.30	80.0	95.0	5.0	2.50	80.0	

階級 項目 種類	原 原 種 子				原 種 子				保 証 種 子				備 考
	純種子 率	夾雑物 率	異種子 率	発芽 率	純種子 率	夾雑物 率	異種子 率	発芽 率	純種子 率	夾雑物 率	異種子 率	発芽率	
ハースフットレフオイル	99.0	1.0	0.30	80.0	99.0	1.0	0.55	80.0	98.0	2.0	2.50	80.0	
ハーディンググラス	96.0	4.0	0.50	75.0	96.0	4.0	1.30	75.0	96.0	4.0	2.50	75.0	
パールミレット									98.0	2.0	0.30	80.0	
ハイブリットライグラス	99.0	1.0	0.25	90.0	99.0	1.0	0.40	90.0	98.0	2.0	1.00	90.0	
ハビアグラス	95.0	5.0	0.70	60.0	95.0	5.0	0.70	60.0	95.0	5.0	2.00	60.0	
ハミューターグラス	98.0	2.0	0.50	80.0	98.0	2.0	0.50	80.0	98.0	2.0	0.50	80.0	
ヒエ	98.0	2.0	0.20	90.0	98.0	2.0	0.20	90.0	98.0	2.0	0.30	90.0	
フェストロリウム	95.0	5.0	0.50	80.0	95.0	5.0	1.30	80.0	95.0	5.0	2.50	80.0	
ヘアリーベッチ									98.0	2.0	1.25	75.0	
ペレニアルライグラス	99.0	1.0	0.25	90.0	99.0	1.0	0.55	90.0	98.0	2.0	1.00	90.0	
ヘントグラス									98.0	2.0	1.00	80.0	
トウフェスク	95.0	5.0	0.50	80.0	95.0	5.0	1.30	80.0	95.0	5.0	2.50	80.0	
ライコムギ									97.0	3.0	0.40	80.0	
リードカナリーグラス	96.0	4.0	0.50	75.0	96.0	4.0	1.30	75.0	96.0	4.0	2.50	75.0	
レンゲ	99.0	1.0	0.30	80.0	99.0	1.0	0.55	80.0	98.0	2.0	2.50	80.0	
ローズグラス	50.0	45.0	0.50	60.0	50.0	45.0	1.50	60.0	—	—	4.00	PLS30.0	

注1：純種子率、PLS(Pure Live Seed)及び発芽率は最低%、夾雑物率及び異種子率は最高%を示す。

注2：マメ科の種類については、発芽の基準は硬実の百分率を加えたものとする。

別表第3

荷口証明の最大限重量

種 類	荷口証明の最大限重量(kg)
アカクローバ	10,000
アウエナ ストリゴサ	30,000
アルサイククローバ	10,000
アルファルファ	10,000
アワ	10,000
イタリアンライグラス	※ 25,000
エンバク	30,000
オーチャードグラス	※ 25,000
オオムギ	30,000
カブ	10,000
カラードギニアグラス	※ 25,000
ガレガ	10,000
キビ	10,000
ギニアグラス	※ 25,000
クリームソシクローバ	10,000
ケンタッキーブルーグラス	※ 25,000
コモンベッチ	10,000
シコクビエ	10,000
シバ	※ 25,000
シロクローバ	10,000
スーダングラス	10,000
スムーズブロムグラス	※ 25,000
セタリア	10,000
センチピードグラス	※ 25,000
ソバ	10,000
ソルガム	10,000
チモシー	※ 25,000
テオシント	10,000
テフグラス	10,000
トウモロコシ	40,000
トールオートグラス	※ 25,000
トールフェスク	※ 25,000
バーズフットトレフオイル	10,000
ハーディンググラス	※ 25,000
パールミレット	10,000
ハイブリッドライグラス	※ 25,000
バヒアグラス	※ 25,000
バミューダグラス	※ 25,000
ヒエ	10,000
フェストロリウム	※ 25,000
ヘアリーベッチ	20,000
ペレニアルライグラス	※ 25,000
ベントグラス	※ 25,000
メドウフェスク	※ 25,000
ライコムギ	30,000
ライムギ	30,000
リードカナリーグラス	※ 25,000
レンゲ	10,000
ローズグラス	※ 25,000

※の基準は、荷口にOECDラベルが付いている場合（OECDラベルが付いている複数の荷口を統合して新たな荷口とした場合を除く。）は適用できるが、それ以外の場合は10,000kgの基準を適用する。

## 別記 1

### 品種証明資格品種受入申請書の記載事項

- 1 種類名及び品種名
  - 2 品種の起源及び育種方法
  - 3 形態的特性、生理生態的特性及び育種者又は申請者が他の品種と  
区別できると考えるその他の特性、類似の品種がある場合にはその  
品種名及びその品種との相違点
  - 4 収量性、耐病性、耐虫性その他品種の価値を示す試験成績
  - 5 品種の適応地域と使用目的
  - 6 写真
- ※ 運用基準等に基づき品種名が登録された品種については、2～6の資料を省略することができる。

別記2 様式第1号

ほ場検査申請書

(申請年月日) 年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会会長 殿

- 1 申請者住所氏名 \_\_\_\_\_ 印
- 2 申請ほ場の所在地 \_\_\_\_\_
- 3 栽培契約の有無及び栽培者 有 \_\_\_無\_\_\_ 栽培者氏名 \_\_\_\_\_ 印
- 4 種類 \_\_\_\_\_ 5 品種 \_\_\_\_\_ 6 受検面積 \_\_\_\_\_
- 7 播種年月日 \_\_\_\_\_ 8 播種種子の階級 \_\_\_\_\_ 9 播種種子の出所 \_\_\_\_\_
- 10 播種床造成に使用した薬品の種類及び数量(10a 当り) \_\_\_\_\_
- 11 過去5年間のは場作付歴 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 年
- 12 採種予定年 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 年

私は、一般社団法人日本草地畜産種子協会の飼料作物種子証明規程の定めるところに従うことに同意し、ほ場検査を申請する。

(様式第1号の図)

## ほ場位置略図

(ほ場検査申請書に添付)

### 1 ほ場周辺図



### 2 ほ場及び周辺に関する特記事項 (検査員記録)

別記2 様式第2号

ほ場検査報告書

(報告年月日) 年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

- 1 報告書番号\_\_\_\_\_
- 2 作物の状態 発芽の状態\_\_\_\_\_ 生育状態\_\_\_\_\_
- 3 ほ場の状態 (1 = なし 2 = 少 3 = 多 4 = 極多)
- ボランティア \_\_\_\_\_ 他作物 \_\_\_\_\_
- 一般雑草 \_\_\_\_\_ 特定雑草 \_\_\_\_\_
- 4 隔離 \_\_\_\_\_良 \_\_\_\_\_不良
- 5 合 否 合格\_\_\_\_\_a 不合格\_\_\_\_\_a 保留\_\_\_\_\_a
- 6 不合格の理由\_\_\_\_\_
- 7 再検査 再検査は\_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日までに行う。
- 8 検査年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

検査員署名 \_\_\_\_\_ 印

一般社団法人日本草地畜産種子協会 印

### 別記3 様式第1号

## 国内生産飼料作物種子証明申請書

(申請年月日) 年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会会長 殿

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

### 申請内容

種 類	品 種	階 級	ほ場検査 報告書番号	受 検 数 量			摘 要
				1 袋重量	袋 数	総 量	

試料抽出希望時期 \_\_\_\_\_ 年 月 日頃

上記のとおり申請します。

### 記載要領

- 1 ほ場検査をうけたほ場別に記入する。
- 2 「ほ場検査報告書番号」欄は検査機関（協会）が発行した報告書により記入する。
- 3 複数のほ場からの荷口を統合して新たな荷口とした場合は、統合前の荷口と統合後の荷口の関係がわかるように記載する。

### 別記3 様式第2号

申請受付 年 月 日 試料抽出 年 月 日

### 輸入飼料作物種子証明申請書

(申請年月日) 年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会会長 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

#### 申請内容

種 類	品 種	証明書 の種類	産地	採種 年次	申 請 荷 姿			検 査 数 量	証票番号	摘 要
					荷口番号	1袋重量	袋 数			
						kg	袋	kg		

試料抽出希望日 年 月 日

上記のとおり申請します。

#### 記載要領

- 「証明書の種類」の欄には、証明機関、国名等(B/T Oregon, OECD New Zealand etc.)又は協会登録と記入する。
- 輸入種子とは、日本以外の国から輸入した種子のことをいう。
- 複数の荷口を統合して新たな荷口とした場合は、統合前の荷口と統合後の荷口の関係がわかるように記載する。
- 申請書は、2部作成し1部申請者の控とし、1部を協会に提出するものとする。
- 申請受付及び試料抽出欄は協会が記入する。

別記3 様式第3号

発行年月日 年 月 日

飼料作物種子証明書

発行所  
一般社団法人 日本草地畜産種子協会

(申請者の記述)

申請者

種類	品種	生産国	数量 kg	備考
----	----	-----	-------	----

(検査結果)

種子階級	証票番号	種類	品種
------	------	----	----

生産国証明種類	荷口番号	1袋重 kg	袋数	総量	kg
---------	------	--------	----	----	----

品質検査結果

純度

発芽

純種子	夾雑物	他作物	雑草	検査	正常苗	硬実	新鮮不発	異常苗	死種子
%	%	種子 %	種子 %	日数	%	%	%	%	%

夾雑物 :

他作物種子 :

雑草種子 :

検査番号	サンプリング年月日	検査終了日	検査員
------	-----------	-------	-----

## 別記 4

### 証 票 及 び 封 印

#### I 証票の種類

##### 1 標準証票

第8の1で証明された種子を対象とし、包装面に固着し、所定の機材で封印する証票。証票と封印の施行に当たっては、封印部分をこわさなければ開封できない方法とし、証票を動かしたり付け替えたりできないように容器に固着し封印しなければならない。

##### 2 証 票

第8の2で証明された種子を対象とし、梱包面にシールで固着又は印刷し、用いることができる証票。

#### II 証票の表示項目と内容

##### 1 階 級

第5に定める種子階級であって、証明書に記載されたものとする。

##### 2 種 類

第3に定める証明の対象とする飼料作物の種類であって、証明書に記載されたものとする。

##### 3 品 種

第4に定める品種証明資格品種であって、証明書に記載されたものとする。

##### 4 生 産 地

国内産は都道府県名を、外国産は国名を記載する。

##### 5 番 号

協会の定めた証票番号を記載する。

##### 6 発 芽 率

(1) 「 %以上 有効期限 年 月から12ヵ月」又は「 年 月現在 %以上」の 年 月は協会の検査終了月を記載する。発芽率は別表第2の種子品質基準又は実発芽率を記載する。

(2) マメ科の種類で硬実のあるもの。

「発芽率 年 月 現在 %以上、硬実 年 月 現在 %」と記載する。

##### 7 有効期限

「 年 月から12ヵ月」等と記載する。

注意：申請者は発芽率の低下しやすい種類、越夏、その他貯蔵条件によって発芽率低下のおそれのある場合は再検査を受けるものとする。

## 8 数 量

申請者の申請による正味数量〇〇（単位）を記載する。

## III 証票の効力

証票は封印した内容物と証票表示事項が同一であることを証拠だてるものである。従って証票の効力は証票が容器に正しく固着し封印された状態の時のみ有効であり、この封印が解かれた時その効力は失するものとする。

## IV 証票の様式

### 1 標準証票

#### (1) 証票様式

(表 面)

一般社団法人 日本草地畜産 種子協会 証 票	階 級	
	種 類	品 種
	生産地	番 号
	純種子率	%以 上
	発芽率	%以 上
	有効期限	年 月から 12 ヶ月
	数 量	(単 位)

又は

(表 面)

一般社団法人 日本草地畜産 種子協会 証 票	階 級	
	種 類	品 種
	生産地	番 号
	純種子率	%以 上
	発芽率	年 月 現在 %以上
	有効期限	上記年月から 12 ヶ月
	数 量	(単 位)

但し、マメ科の種類で硬実の割合を表記する場合は、次のように表示する。

(表 面)

一般社団法人 日本草地畜産 種子協会 証 票	階 級	
	種 類	品 種
	生産地	番 号
	純種子率	%以 上
	発芽率	年 月現在 %以上
	硬 実	年 月現在 %
	有効期限	上記年月から 12 ヶ月
	数 量	(単 位)

30mm

証票表面、裏面とも白もしくは明紫

(裏 面)

JAPAN	Class
GRASSLAND	Species
AGRICULTURE AND FORAGE	Variety
SEED	Region of Production
ASSOCIATION	Reference Number

基準外証明種子は、数量の欄の下部に「この種子は、\_\_\_\_\_が基準に達しなかったため基準外証明種子として証明されたものである」と記載する。  
ただし、\_\_\_\_\_は遺伝的純度以外の項目で協会会長が認めたものとする。

## (2) 標準証票の色

区 分	原原種子	原種子	保証種子
表 面	白	明 紫	淡 青
裏 面	白	明 紫	淡 青
備 考	全面 白	全面明紫	全面淡青

## 2 証票

### (1) 証票様式

一般社団法人日本草地畜産種子協会証票 階 級	←青帯
種 類 品 種 生産地 番 号 発芽率           %以上 有効期限 年 月から 12 ヶ月 数 量           (単位)	

又は

一般社団法人日本草地畜産種子協会証票 階 級	←青帯
種 類 品 種 生産地 番 号 発芽率 年 月現在 %以上 有効期限上記年月から 12 ヶ月 数 量           (単位)	

ただし、マメ科の種類で硬実の割合を表記する場合は、次のように表示する。

一般社団法人日本草地畜産種子協会証票	
階 級	←青帯
種 類	
品 種	
生産地	
番 号	
発芽率	年 月現在 %以上
硬 実	年 月現在 %
有効期限上記年月から 12 ヶ月	
数 量	(単位)

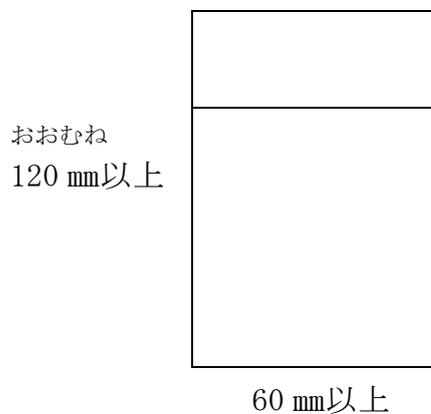
基準外証明種子は、数量の欄の下部に「この種子は、\_\_\_\_\_が基準に達しなかったため基準外証明種子として証明されたものである」と記載する。  
 ただし、\_\_\_\_\_は遺伝的純度以外の項目で協会会長が認めたものとする。

(2) 証票の色

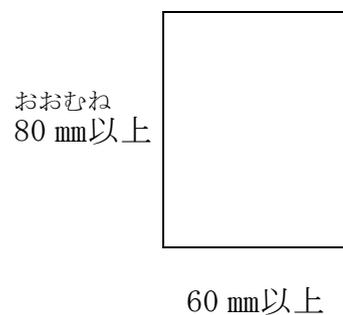
区 分	保証種子
証票、階級帯欄	青色系帯地に白抜き文字
項目欄地色	乳白、透明又は地の色
項目欄文字	青色系又は黒

(3) 証票の大きさ

例 1



例 2





## 別記5 様式第2号

### 証票作成代行についての誓約及び許可申請書

年 月 日

一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長 殿

住 所  
申請者  
氏 名 ⑩

飼料作物種子証明規程第13の2に基づき、証票の作成代行を下記により実施いたしたく申請します。

なお、実施に当たっては同規程及び許可の条件として付された事項を遵守し厳正に代行することを誓約します。

#### 記

- 1 再包装資材購入先 住 所  
会社名
- 2 袋の材質等 次のとおり

袋の材質	袋の容量	袋の数量	袋に包装予定の飼料作物の種類・品種

- 3 証票の内容等
  - (1) 予め印刷する証票の記載内容 次のとおり
  - (2) 証票の大きさ、形 次のとおり
  - (3) 証票の地の色及び文字の色 次のとおり

#### 記載方法

- (1) 袋の材質は、ビニール、紙、布等を記載する。
- (2) 袋の容量は、重量、体積、個数等の別を記載する。
- (3) 袋に包装予定の飼料作物の種類・品種は、特定の品種のみを包装する場合は品種名も記載する。他の種類の種子と共通に使用する場合は包装予定の種類を列記する。
- (4) 証票の内容等は別記4に即して記載する。

## 別記5 様式第3号

### 証票の管理者及び施行責任者の登録申請書

年 月 日

一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長 殿

住 所  
申請者  
氏 名 ⑩

飼料作物種子証明規程第13の3の(1)に基づき、下記のとおり、証票の管理者及び施行責任者を登録します。

記

- 1 証票管理者
- 2 証票施行責任者
- 3 上記が所属する部署及び住所

別記6 様式第1号

受理番号 \_\_\_\_\_

牧草種子根粒菌コート加工確認申請書

年 月 日

一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長 殿

(申請者)

住 所

氏 名 ㊞

下記牧草種子を根粒菌コート加工いたしますので、原袋及び根粒菌コート加工の証明を願います。

種 類	
品 種	
生 産 地	
生 産 年 _____年採種	
申請数量	原袋数 袋 (1袋 kg)
	正味重量 kg
	原袋表示 Lot no.
流通検査番号	
種別 (いずれかに○) 通常 ・ 再加工 ・ 有効期限内確認	

別記6 様式第2号

根粒菌コート加工種子確認票

原袋照合確認年月日

加工処理立会年月日

この牧草種子は原袋と同一のものであり  
コート加工されたことを確認する。

一般社団法人 日本草地畜産種子協会

様式第2号の2



## 別記6 様式第3号

年 月 日

一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長 殿

住 所

氏 名 印

### 根粒菌コート加工工程立会及び種子袋の 封印代行についての誓約書

貴会より委任を受けて代行する飼料作物種子証明規程第17の「牧草種子根粒菌コート加工証明」2の(2)及び(3)に基づく立会い及び封印については、加工過程における種子の同一性を厳格に保持すると共に、コート加工終了種子の包装資材封入時における封印は、これを厳正に代行することを誓約いたします。

以 上

別記6 様式第4号

発行番号\_\_\_\_\_

牧草種子根粒菌コート加工確認証明書

申請者内容	1	申請月日	年	月	日			
	2	申請者						
	3	種類						
	4	品種						
	5	生産地						
	6	生産年	年採種					
	7	申請数量	袋	正味重量	kg			
	8	流通検査番号						
確認	1	原品数量	1袋	kg入	袋	端数	kg	
	2	製品数量	1袋	kg入	袋	端数	kg	

上記牧草種子について根粒菌コート加工されたことを証明する。

年 月 日

確認者 印

一般社団法人 日本草地畜産種子協会

## 参 考

### ほ場検査、種子検査、根粒菌検査料金

ほ場検査、種子検査、根粒菌検査料金は検査実費、ほ場検査及びサンプル抽出に要する旅費等を勘案し、会長が理事会に諮って定める。

平成14年5月31日理事会決定

項 目	単 位	料 金
ほ場検査料金	1 アール	50.0円
国内生産種子検査料金		
マメ科牧草	1 kg	6.0円
イネ科牧草	1 kg	4.0円
トウモロコシ	1 kg	2.0円
エンバク	1 kg	1.0円
輸入種子検査料金		
イタリアンライグラス	1 kg	5.0円
一般牧草	1 kg	6.0円
青刈飼料作物	1 kg	3.0円
根粒菌加工確認証明料金	1 kg	4.0円

\* 青刈飼料作物      トウモロコシ、ソルガム、スーダングラス、エンバク

\* 平成14年6月1日実施

## 飼料作物種子証明規程改定経過概要

昭和44年	4月 1日	44畜B第 739号承認
昭和45年	1月25日	44畜B第3747号改正
昭和45年11月	27日	45畜B第3245号改正
昭和47年	2月 4日	47畜B第 134号改正
昭和47年11月	25日	47畜B第3424号改正
昭和48年	1月 6日	47畜B第3774号改正
昭和49年	1月16日	48畜B第3977号改正
昭和49年	5月13日	49畜B第1120号改正
昭和50年	3月31日	50畜B第 246号改正
昭和55年12月	12日改正	(品質純度規定を強化)
昭和56年	4月 7日	経過措置追加
昭和56年	6月 1日	とうもろこし及びソルガム基準追加
昭和57年	5月 7日	一部改正
昭和62年10月	29日	62畜B第2635号
昭和63年12月	23日	63畜B第2756号
平成16年	5月28日	一部改正
		(1) 協会名称の改訂
		(2) ガレガ種の追加及び種子品質基準の追加
		(3) 牧草種子根粒菌コート加工規程の改訂
		(4) 表示票の一部表示変更
平成23年	3月29日	22生畜第2365号
		(1) 用語定義の追加と削除
		(2) 品質証明資格消滅の追加
		(3) 品種証明種子の生産規定の変更
		(4) 証票及び封印代行基準単位の変更
		(5) 種子荷口最大限重量の追加
		(6) 表示票の一部変更
		(7) 牧草種子根粒菌コート加工証明規程の改訂
		(8) 作物別格付作物の追加
		(9) 作物別格付作物基準の変更
		(10) 純種子率に対する夾雑率に種子品質基準を変更
		(11) 証明対象種子荷口の最大限重量の追加
平成25年	9月1日	一部改正
		(1) 協会名称の改訂

令和元年5月30日

全部改正

- (1) 証明の対象となる飼料作物の種類の変更
- (2) 品種証明資格品種の定義の改訂
- (3) 種子階級の名称の変更
- (4) ほ場検査の基準の変更
- (6) 品種が証明されない証票の削除
- (7) 飼料作物種類別証明基準の変更
- (8) 証明対象種子の荷口の最大重量の変更
- (9) その他用語定義の改訂

令和3年3月25日

一部改正

- (1) ほ場検査の基準の整理
- (2) 植物の学名の一部変更
- (3) 検査員の選任を新設
- (4) 次の事項の一部変更と削除
  - ① 証明種子の調製
  - ② 種子証明の申請
  - ③ 種子検査
  - ④ 他の証明機関が行った証明の継承
  - ⑤ 証票及び封印
  - ⑥ 開封及び再包装
  - ⑦ 証票施行及び証票作成の代行
- (5) 証票様式の一部変更

令和5年5月30日

一部改正

証票様式の一部変更